

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○G20愛知・名古屋外務大臣会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	第42号	(国際課)	4
○スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例	第43号	(スタートアップ推進課)	7
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	第44号	(総務局総務課)	8
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第45号	(市町村課)	9
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第46号	(財政課)	9
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第47号	(税務課)	13
○職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	第48号	(人事課)	14
○非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	第49号	(同)	15
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	第50号	(社会活動推進課)	16
○浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	第51号	(水大気環境課)	17
○愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例	第52号	(自然環境課)	19
○愛知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	第53号	(障害福祉課)	20
○あいち健康の森健康科学総合センター条例の一部を改正する条例	第54号	(健康対策課)	20
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第55号	(建築指導課)	21
○愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例	第56号	(保安課)	22
○愛知県地方卸売市場条例及び愛知県卸売市場審議会条例を廃止する条例	第57号	(食育消費流通課)	22

本号で公布された条例のあらまし

- ◇G20愛知・名古屋外務大臣会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例 (条例第42号)
- 1 G20愛知・名古屋外務大臣会合の開催時において対象施設周辺地域 (次に掲げる施設 (以下「対象施設」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める地域をいう。以下同じ。)の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人に対する危険その他対象施設周辺地域における危険を未然に防止し、もって県民生活の安全と平穏を確保するとともに、その開催の円滑化に資することを目的とすることとした。
 - (1) 名古屋観光ホテル 当該対象施設の敷地及びその周囲おおむね300メートルの地域
 - (2) 中部国際空港 当該対象施設の区域及びその周囲おおむね1,000メートルの地域
 - (3) (1)及び(2)に掲げる施設以外の知事が指定する地域 当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね1,000メートル以内の地域で目的に照らし必要であると認められる地域
 - 2 対象施設周辺地域の上空において、令和元年11月10日から同月24日までの期間 (1(3)に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域の上空にあっては、当該期間の範囲内で知事が定める期間)は、小型無人機の飛行 (次に掲げる小型無人機の飛行を除く。)を行ってはならないこととした。

- (3) 公立学校職員の退職手当に関する条例
- (4) 職員の給与に関する条例
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する期末手当の支給に関する規定を整備する等、次の条例の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 - (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
 - (4) 職員の育児休業等に関する条例
 - (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する浄化槽保守点検業者を認定し、当該浄化槽保守点検業者の登録の有効期間を3年から5年に延長することとした。
- 2 浄化槽保守点検業者の登録の拒否事由に、暴力団員等又は暴力団員等が事業活動を支配する者を追加することとした。
- 3 浄化槽保守点検業者に対し、次のように義務付けることとした。
 - (1) 営業所ごとに置く浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の専属とし、当該営業所の専任とすること。
 - (2) 営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する研修の機会を与えること。
 - (3) 浄化槽の保守点検時における浄化槽管理士の資格を証する書類の携帯
 - (4) 浄化槽の管理者に対する清掃及び法定検査の時期の通知等を行うこと。
 - (5) 委託を受けた浄化槽の保守点検を原則として他人に委託してはならないこと。
- 4 報告徴収及び立入検査の対象に、登録を受けずに浄化槽保守点検業を営む者を追加することとした。
- 5 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、3(2)については、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 県立自然公園の利用調整地区への立入りの認定事務を行う指定認定機関の欠格事由の一つである成年被後見人及び被保佐人を、心身の故障により認定関係事務を適確に行うことができない者に変更することとした。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇愛知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 心身障害者に代わって年金の受領及び管理をする者の欠格事由の一つである成年被後見人及び被保佐人を、心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者に変更することとした。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇あいち健康の森健康科学総合センター条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 あいち健康の森健康科学総合センターの健康科学館、料理実習室及び水泳施設を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和2年10月1日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 特定風俗案内業を行う者等の欠格事由の一つである成年被後見人及び被保佐人を、心身の故障により特

第十五条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十一号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 登録の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

1 当該登録に際し、五年以上引き続き県内において浄化槽保守点検業を営んでいること、過去五年間において浄化槽法第十二条第二項の規定による命令を受けていないことその他の浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として規則で定める基準に適合すると認められた者 五年

1 前号に掲げる者以外の者 三年

第三条第一項第三号中「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五条第一項において」に改め、同項第五号中「氏名及び」を「氏名、」に改め、「交付番号」の下に「及びその者が担当する区域」を加え、同項に次の一号を加える。

六 営業区域に係る市町村ごとに浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地

第三条第二項第一号中「第六号まで」を「第七号まで及び第九号」に改める。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

第五条第一項に次の一号を加える。

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第七条第三号中「役員」の下に「(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)」を加える。

第九条第一項中「営業所に」を「営業所ごとに次の各号のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
- 二 当該営業所の専任であること。

第九条の次に次の一条を加える。

(浄化槽管理士に対する研修)

第九条の二 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

第十条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽管理士に、その資格を証する書類として規則で定める書類を携帯させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを携帯しなければならない。

第十条に次の六項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、次に掲げる事項を書面(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、規則で定める様式による書面)により通知しなければならない。ただし、第五項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽の保守点検を行つた場合については、この限りでない。

- 一 浄化槽の保守点検の結果
- 二 浄化槽の清掃をすべき時期
- 三 浄化槽法第七条第一項又は第十一条第一項の水質に関する検査を受けるべき時期
- 四 その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

4 浄化槽保守点検業者は、前項の規定による同項第二号に掲げる事項の通知をした場合において、当該浄化槽の管理者が清掃の委託をし、又はしようとする浄化槽清掃業者があるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、当該通知をした旨を連絡しなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を規則で定める基準に従つて他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。

6 前項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽の保守点検を行つたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、第三項第一号及び第四号に掲げる事項を書面により通知し、かつ、当該委託をした浄化槽保守点検業者(以下「再委託者」という。)

に対し、当該通知の内容を報告しなければならない。

7 再委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、第三項第二号及び第三号に掲げる事項を規則で定める様式による書面により通知しなければならない。

8 第四項の規定は、再委託者が前項の規定による第三項第二号に掲げる事項の通知をした場合について準用する。

第十三条第一項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

第十四条第一項中「浄化槽保守点検業者」の下に「その他浄化槽保守点検業を営む者」を加え、「若しくは事務所」を「事務所その他の場所」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定は、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にされた改正前の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項又は第三項の登録の申請であつて、この条例の施行の際、登録又は登録の拒否の処分がされていないものについての登録又は登録の拒否の処分については、なお従前の例による。

3 改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第六条第一項の規定は、同条例第三条第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの条例の施行後にあるものについて適用し、この条例の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十二号

愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例

愛知県立自然公園条例（昭和四十三年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

一 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者
第二十三条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十七条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。